入 札 公 告

下記のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和7年11月4日

館林市長 多 田 善 宏

記

- 1 条件付き一般競争入札に付する建設工事・業務委託・物品購入の件数 1件(個別の工事名・業務名・物品購入名、工事場所・業務場所・物品購入場所、対照番号 等は、別紙のとおり)
- 2 入札参加に必要な条件

入札参加形態	単体による参加とする。
入札参加資格	(1) 自治令第167条の4第1項の規定に該当しない者又は同条第2項の規定に基づく本市への入札参加の制限を受けていない者であること。 (2) 本市が発注する建設工事の請負契約、測量・建設コンサルタント業務等の委託契約又は物件の製造契約及び物件の購入契約に係る競争入札参加資格申請を行い、当該競争入札参加資格の認定を受けている者であること。 (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者(会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において、前号の競争入札参加資格の再認定を受けている者)であること。 (4) 館林市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成19年館林市告示第93号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。 (5) 建設工事の場合にあっては、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定により経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定値通知書の有効期間内の者であること。 (6) 対象案件ごとに定める個々の入札参加条件を満たしている者であること。 (7) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく厚生年金保険に事業主として加入している者であること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

3 入札日程等(電子入札用)

八化日住寺(电丁)	0 1 11 11 1	
入札参加申請書 の配付期間及び 取得方法	入札公告日から令和 7年11月7日まで	取得方法:館林市ホームページからダウン ロードすること。 https://www.city.tatebayashi.gunma.jp
見積参考資料、図 面及び仕様書(以 下「設計図書」と いう。)の配付期 間及び取得方法	入札公告日から入札 締切日まで	取得方法: ぐんま電子入札共同システムから ダウンロードすること。 https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/
入札参加申請書 及び必要書類(以 下「申請書類等」 という。)の提出 期間及び場所	入札公告日から令和 7年11月7日まで (館林市の休日を定 める条例(平成元年館 林市条例第16号)第 1条第1項に規定す る市の休日(以下「休 日」という。)を除く。)	入札参加申請書(様式第1号)及びそろ入札 申請書類(様式任意)は、ぐんままり提えて子入提出 となると、ないによると、ないによると、ないによるに、活付が送信するできると、かいたがでは修正・で、追加等は16時)ががありまでで、注意すること。)。 (9時から19時(最終日は16時)ががありまない。とのではなるが得書いとものでからかががあります。とのでは、まながのでは、まながありますががあります。また、満れがあります。に添け漏れがあります。に添け漏れがあり、時間内、請書があるには16時まで)に限り、契約検査まで、は12時~13時を限り、契約検査までによる提出を受け付けます。に、変しては、ないによるには、ないには、ないには、ないには、ないには、は、ないには、は、ないには、ないに
入札参加資格確 認結果通知書の 配付日時及び方 法	令和7年11月12 日 13時から	配付方法:ぐんま電子入札共同システムに て送付する。 https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/
入札参加資格が ないと認めた者 に対する理由の 説明の申込み及 び回答	説明申込書の提出は、 入札参加資格確認結 果通知書を送付した 日の翌日から3日以 内(休日を除く。) に 提出すること。	提出場所:館林市役所(4階) 総務部契約検査課 説明申込書:館林市ホームページからダウ ンロードすること。 https://www.city.tatebayashi.gunma.jp
	説明申込書の期限の 翌日から3日以内(休 日を除く。)に入札参 加資格再確認結果通 知書により回答する。	回答方法:入札参加資格再確認結果通知書を送付する。

4 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者若しくは虚偽の申請を行った者のした入札又は入札公告において 示した条件等に関する条件に違反した入札
- (2) 市長により入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後に指名停止 措置を受け指名停止期間中である者等、開札時点において参加資格のない者のした入札

5 その他

入札参加申請時に申請した配置予定技術者を落札決定後に変更することは、原則認めない。 詳細は、館林市条件付き一般競争入札共通事項による。

申請書類等:館林市ホームページからダウンロードすること。

館林市ホームページ \rightarrow 事業者の方 $^{\wedge}$ 入札・契約 \rightarrow 入札 \rightarrow 条件付き一般 競争入札について

別紙

対 照 番 号 38 入 札 方 法 ぐんま電子入札共同システムにより行う。 工事・業務名 渡瀬南部第二産業団地補償物件調査業務委託 工事・業務場所 館林市下早川田町地内 予 定 価 格 15,103,000円(税抜13,730,000円) 業 種 補償関係コンサルタント 等 級 ー			
工事・業務名 渡瀬南部第二産業団地補償物件調査業務委託 工事・業務場所 館林市下早川田町地内 予定価格 15,103,000円(税抜13,730,000円)			
工事・業務場所 館林市下早川田町地内 予定価格 15,103,000円(税抜13,730,000円)			
予 定 価 格 15,103,000円(税抜13,730,000円)			
	館林市下早川田町地内		
業 種 補償関係コンサルタント 等 級 —	15,103,000円(税抜13,730,000円)		
/C			
(1) 館林市の令和7年度 補償関係コンサルタント(物件部門)に係る競	争入札参加		
資格の認定を受けていること。			
(2) 群馬県内に本店(ぐんま電子入札共同システムに登録された本店)	を有してい		
個々の入札参加条件 ること。			
(3) 補償業務管理士の資格を有する者を、管理技術者及び照査技術者と	(3) 補償業務管理士の資格を有する者を、管理技術者及び照査技術者としてそれぞ		
れ配置できること。(管理技術者、照査技術者の兼務はできません。)	れ配置できること。(管理技術者、照査技術者の兼務はできません。)		
(4) 令和2年度以降、本市発注の建物調査を含む補償業務の業務実績がる	(4) 令和2年度以降、本市発注の建物調査を含む補償業務の業務実績があること。		
条件付き一般競争入札参加申請書(様式第1号)			
申 請 書 類 等 配置予定技術者の経歴書及び資格を証明するもの			
申請書類等業務実績が確認できる契約図書等の写し			
市外業者にあっては、関連業者報告書(別記様式)			
工期・履行期間 契約日から 令和8年3月23日まで	契約日から 令和8年3月23日まで		
建物調査算定 7件			
工 東			
工事・業務概要			
動産調査算定 4件			
発 注 課 産業政策課			
入 札 開 始 日 時 令和7年11月25日 9時00分から			
入札 書 提 出 令和7年11月28日 12時00分			
入札及び開札の 締 切 日 時 日 時 及 び 場 所			
開札予定日時 令和7年12月1日 午前中			
場 所 ぐんま電子入札共同システム内			
入札参加資格確認			
結果通知書及び ぐんま電子入札共同システム	ぐんま電子入札共同システム		
設計図書の配布			
設計図書に関する 入札参加資格確認結果通知書の 提出先:館林市役所(4階)総務部契	約検査課へ		
質問の提出期間 通知日から令和7年11月21 持参又は電子メールにより提出するこ	こと。		
及び提出方法 日15:00まで(休日を除く。) keiyaku@city.tatebayashi.gunma.jp)		
設計図書に関する 回答した日から入札書提出締切 回答した日から入札書提出締切			
回答書の閲覧期間 日本で 日まで 閲覧場所:ぐんま電子入札共同シスラ	テム内		
及 び 場 所 ^{ロよし}			
入札保証金免除			
八 元 床 証 金 元原	/100 以上		
X/1012E IX 107			
前払金の有無有部分払の有無無			

(共通事項) 令和7年11月4日

館林市条件付き一般競争入札共通事項

館林市条件付き一般競争入札の入札公告に基づく入札等については、関係法令に定める もののほか、この共通事項によるものとする。

- 1 公告日・入札参加形態・入札参加資格・予定価格 入札公告のとおり
- 2 入札担当部課

〒374-8501 館林市城町1番1号

館林市総務部契約検査課

電話 0276-47-5119 (直通)

- 3 入札参加資格の確認等
 - (1) 条件付き一般競争入札の参加希望者は、次に掲げる書類を公告に定める期限まで に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。期限までに 申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、条件付き一般競 争入札に参加することができない。
 - ア 条件付き一般競争入札参加申請書(別記様式第1号)
 - イ 測量・建設コンサルタント業務等の市外業者及び入札公告に定めた建設工事業者にあっては関連業者報告書(別記様式)
 - (2) 申請書類等の提出
 - ア 提出期間・提出場所 入札公告のとおり
 - イ 提出方法
 - (ア) 電子入札案件

ぐんま電子入札共同システムにより提出すること。紙による入札参加申請書の提出は、受け付けない。

(イ) 紙入札案件

入札公告に記載の提出場所に持参し、提出すること。郵送、FAX、メール等による提出は、受け付けない。

(3) 入札参加資格の有無の確認は、申請書類等の提出期限後に行う。その結果は、電子入札案件にあってはぐんま電子入札共同システムにより、紙入札案件にあっては郵送により、条件付き一般競争入札参加資格確認結果通知書(以下「確認結果通知書」という。)を申請書類等の提出期限の日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に通知する。

(4) その他

- ア 申請書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書類等は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書類等は、返却しない。
- エ 提出期限後における申請書類等の差替え又は再提出は、認めない。
- オ 申請書類等に関する問合せ先は、第2項のとおり

4 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、次のとおり条件付き一般競争入札参加資格 確認結果通知書についての説明申込書(別記様式第3号。以下「説明申込書」とい う。)を市長に対して提出することにより、入札参加資格がないと認めた理由につい て説明を求めることができる。

ア 提出期限

入札参加資格がないと認める通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)

イ 提出場所

入札公告のとおり

ウその他

説明申込書は、入札公告に記載の提出場所に持参すること。また、郵送、FAX、メール等による提出であっても、受け付けるものとする。

(2) 説明申込書の提出があったときは、説明を求めることができる期限の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に説明申込書を提出した者に対して書面により回答する。

5 見積参考資料、図面、仕様書等の送付

入札参加資格があると認められた者に対し、見積参考資料、図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)を確認結果通知書の通知に併せ、電子入札案件にあっては ぐんま電子入札共同システム内に掲載し、紙入札案件にあっては第2項の担当部課に おいて配布する。

- 6 設計図書等に対する質問等
 - (1) 質問
 - ア 提出期間 入札公告のとおり
 - イ 提出先 入札公告のとおり
 - (2) 回答
 - ア 閲覧期間
 - (ア)電子入札案件 回答した日から入札提出締切日まで
 - (イ) 紙入札案件 入札日3日前から入札日前日まで(休日を除く。)
 - イ 閲覧場所
 - (ア)電子入札案件 ぐんま電子入札共同システム内
 - (イ) 紙入札案件 第2項と同じ
- 7 現場説明会現場説明会は、開催しない。
- 8 競争入札の執行
 - (1) 電子入札案件

ぐんま電子入札共同システムにより行う。ただし、ICカード再発行手続き中など、 やむを得ない事由があり、電子による入札ができない場合は、入札書に紙入札参加 申出書を添えて入札書受付締切日時までに提出すること。

(2) 紙入札案件

ア 入札書は直接持参によるものとし、郵送、FAX、メール等による入札は認めない。

イ 入札及び開札に当たっては、市長が入札参加資格があることを確認した旨の通 知書又は当該通知書の写しを持参すること。

9 入札方法等

- (1) 入札に際しては、刑法(明治40年法律第45号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等を遵守すること。
- (2) 入札金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者であるかにかかわらず、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額(税抜き金額)を入札書に記載すること。
- (3) 入札金額は、確認結果通知書に添付する「条件付き一般競争入札注意事項」に記載の単位とする。
- (4) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は、認めない。
- (5) 入札執行の回数は、1回とする。

10 最低制限価格

最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格で入札をしたものを落札者とする。

11 調査基準価格

調査基準価格を定めた場合、総合評価方式による評価値が最も高い者の入札価格が 当該調査基準価格を下回る(未満)ときに低入札価格調査を行うものとする。

12 低入札価格調査

(1) 調査基準価格を下回る(未満)価格で入札をした者がいない場合は、予定価格の

制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格で 入札をした者を落札候補者とする。

(2) 調査基準価格を下回る(未満)価格で失格基準価格以上の価格で入札をした者がいる場合は、落札者の決定を保留し、館林市低入札価格調査実施要綱の規定により落札者を決定する。この場合において、調査基準価格を下回った入札を行った者は、調査に協力しなければならない。

13 失格基準価格

失格基準を定めたときは、当該失格基準価格を下回る価格で入札を行った者は、低 入札価格調査を実施することなく失格とする。

14 工事・業務費積算内訳書の提出

工事・業務費積算内訳書(以下「積算内訳書」という。)を提出するときは、次に 掲げる事項に留意すること。

- (1) 入札書に記載する入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。
- (2) 積算内訳書の記載内容は、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- (3) 提出された積算内訳書は、返却しない。

15 入札保証金

入札公告のとおり

16 契約保証金等

(1) 落札者は、契約の締結と同時に次のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、エの場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を本市に寄託しなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市長が確 実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の 保証

- ウ 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- エ 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) 前号に掲げる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上とすること。

17 開札

入札公告のとおり

18 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 紙入札において、委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札保証金を納付する場合において、所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者のした入札
- (4) 入札書に添付して提出することが求められている積算内訳書その他の資料(以下「添付資料」という。)を提出しない者又は不備(軽微なものを除く。)のある添付資料を提出した者のした入札
- (5) 紙入札において、記名押印のない入札
- (6) 電子入札において、電子入札システムに係る電子認証を取得していない者のした 入札
- (7) 金額を訂正した入札(訂正印の使用不可)
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 入札に際し、不正行為のあった者の入札
- (11) 同一の入札において他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者 の入札
- (12) 予定価格を事後公表している入札においては、予定価格の制限の範囲を超える入札
- (13) その他市長が定める入札の条件に違反した入札

入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、開札の時において入札公告及び 次項に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、入札に参加する者に必要な資格 のない者の入札とみなす。

19 失格

次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札において失格とする。

- (1) 指定した期限までに入札を行わず、辞退の意思がない者
- (2) 紙入札において、入札開始時間までに入札会場に出席せず、辞退の意思がない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の 10第2項及び館林市建設工事等最低制限価格取扱要綱(令和2年館林市告示第38 号)の規定により最低制限価格を設定する入札においては、当該最低制限価格を下回 る(未満)価格で入札をした者
- (4) 令第167条の10第1項及び館林市低入札価格調査実施要綱(令和2年館林市告示第39号)の規定により低入札価格調査制度を適用し、失格基準価格を定めた入札においては、当該失格基準価格を下回る(未満)価格で入札をした者
- (5) 予定価格を事前公表している入札においては、予定価格の制限の範囲を超える入札をした者
- (6) その他入札執行者の指示に従わない者

20 その他

- (1) 申請書類等に虚偽の記載をした場合は、館林市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (2) 紙入札にあって、入札参加者が1者の場合には、当該入札を中止するときがある。